

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号の八中「每秒一・二二八八メガチップのもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の八の二 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が每秒一・二二八八メガチップのものうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの

第二条第一項第十一号の十九中「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同項第五十号及び第五十二号中「九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値」を「九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

「
備設線無の八の号一十第項一第条二第

「
備設線無の八の号一十第項一第条二第
線無の二の八の号一十第項一第条二第

「
設線無の十二の号一十第項一第条二第

「
設線無の十二の号一十第項一第条二第

			15 注 ○	○	○	○	○	
--	--	--	--------	---	---	---	---	--

			15 注 ○	○	○	○	○	
			15 注 ○	○	○	○	○	備 設

				○	○	○	○	備
--	--	--	--	---	---	---	---	---

				○	○	○	○	備
--	--	--	--	---	---	---	---	---

別表第一号一(3)アの表中

		○	○	○	○			
--	--	---	---	---	---	--	--	--

を

		○	○	○	○			
		○	○	○	○			

に、

		○		16注○	○			
--	--	---	--	------	---	--	--	--

を

		○		16注○	17注○			
--	--	---	--	------	------	--	--	--

に改め、同表注17中「第四十九条の六の

--	--	--	--	--	--	--	--	--

┌

┌

--	--	--	--	--	--	--	--	--

┌

--	--	--	--	--	--	--	--	--

┌

六第四項に規定する無線設備」の下に「第四十九条の六の九第三項に規定する無線設備」を加える。

様式第七号注4の表中

第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備

NX

を

第2条第1項第11号

第2条第1項第11号

の8に掲げる無線設備

NX

の8の2に掲げる無線設備

XU

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。